

平成28年9月亀山市議会定例会 提出議案 条例新旧対照表

	頁
議案第53号 亀山市空家等対策の推進に関する条例	1
議案第54号 亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	2
議案第55号 亀山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例	6
議案第56号 亀山市関町北部ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例	8
議案第57号 亀山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	12

亀山市空家等対策の推進に関する条例新旧対照表（附則第2項関係）
 （亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

改正後			改正前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	旅費条例別表の消 防長の項に規定す る旅費に相当する 額	(略)	(略)	旅費条例別表の消 防長の項に規定す る旅費に相当する 額
行政不服審査会委員	日額 7, 100円		行政不服審査会委員	日額 7, 100円	
亀山市空家等対策協議 会委員	日額 7, 100円				
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(選挙運動用自動車の使用等の公営)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 候補者(亀山市長の選挙における候補者に限る。以下この項において同じ。)は、候補者1人について、作成単価(当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>)に作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内において、無料で、ビラを作成することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条第1号に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条第1項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用等の公営)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 候補者(亀山市長の選挙における候補者に限る。以下この項において同じ。)は、候補者1人について、作成単価(当該作成単価が<u>7円30銭</u>を超える場合には、<u>7円30銭</u>)に作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内において、無料で、ビラを作成することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条第1号に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条第1項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p>

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が1万5,800円を超える場合には、1万5,800円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出があった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ （略）

2 （略）

（ポスターの作成に係る公費の支払）

第5条 市は、候補者（第3条の規定による届出をした者に限る。）が同

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が1万5,300円を超える場合には、1万5,300円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して7,350円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出があった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ （略）

2 （略）

（ポスターの作成に係る公費の支払）

第5条 市は、候補者（第3条の規定による届出をした者に限る。）が同

条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条第1項ただし書に規程する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(ビラの作成に係る公費の支払)

第6条 市は、候補者(亀山市長の選挙において、第3条の規定による届出をした者に限る。)が同条第3号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第2条第2項後段において準用する同条第1項ただし書に規程する要件に該当す

条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、510円48銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に30万1,875円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条第1項ただし書に規程する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(ビラの作成に係る公費の支払)

第6条 市は、候補者(亀山市長の選挙において、第3条の規定による届出をした者に限る。)が同条第3号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円30銭を超える場合には、7円30銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第2条第2項後段において準用する同条第1項ただし書に規程する要件に該当す

る場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

る場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

亀山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前															
<p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 放課後児童クラブの定員は、おおむね<u>別表第1のとおり</u>とする。</p> <p>(開所時間)</p> <p>第5条 放課後児童クラブの開所時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 川崎小学校区放課後児童クラブ 午後0時30分から午後5時30分まで。ただし、土曜日、祝日法による休日及び休業日にあつては、午前8時から午後5時30分までとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>別表第1 (第2条関係)</u></p>	<p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 放課後児童クラブの定員は、おおむね<u>40人</u>とする。</p> <p>(開所時間)</p> <p>第5条 放課後児童クラブの開所時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>別表第1 (第2条関係)</u></p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亀山東小学校区放課後児童クラブ</td> <td>亀山市本町一丁目9番9号</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>井田川小学校区放課後児童クラブ</td> <td>亀山市みどり町53番地6</td> <td>40人</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	亀山東小学校区放課後児童クラブ	亀山市本町一丁目9番9号	40人	井田川小学校区放課後児童クラブ	亀山市みどり町53番地6	40人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>井田川小学校区放課後児童クラブ</td> <td>亀山市みどり町53番地6</td> </tr> <tr> <td>井田川小学校区第二放課後児童クラブ</td> <td>亀山市みどり町52番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	井田川小学校区放課後児童クラブ	亀山市みどり町53番地6	井田川小学校区第二放課後児童クラブ	亀山市みどり町52番地
名称	位置	定員														
亀山東小学校区放課後児童クラブ	亀山市本町一丁目9番9号	40人														
井田川小学校区放課後児童クラブ	亀山市みどり町53番地6	40人														
名称	位置															
井田川小学校区放課後児童クラブ	亀山市みどり町53番地6															
井田川小学校区第二放課後児童クラブ	亀山市みどり町52番地															

<u>井田川小学校区第二放課後児童クラブ</u>	<u>亀山市みどり町52番地</u>	<u>40人</u>
<u>川崎小学校区放課後児童クラブ</u>	<u>亀山市能褒野町77番地22</u>	<u>80人</u>
<u>関小学校区放課後児童クラブ</u>	<u>亀山市関町木崎864番地1</u>	<u>40人</u>

<u>亀山東小学校区放課後児童クラブ</u>	<u>亀山市本町一丁目9番9号</u>
<u>関小学校区放課後児童クラブ</u>	<u>亀山市関町木崎864番地1</u>

亀山市関町北部ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第2条 (略)</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第3条 <u>センターの管理は、亀山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年亀山市条例第185号)第4条の規定に基づき指定されたもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う業務)</u></p> <p>第4条 <u>指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) センターの施設(設備を含む。以下同じ。)の使用の許可に関する業務</u></p> <p><u>(2) センターの維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</u></p> <p><u>(開館時間)</u></p> <p>第5条 <u>センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。</u></p> <p><u>2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、同項に規定する開館時間を変更することができる。</u></p>	<p>第2条 (略)</p>

(休館日)

第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、同項に規定する休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(使用の許可)

第7条 施設 _____ を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、センターの管理上必要があるときは、前項の許可に必要な条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を与えない。

(1) ～ (4) (略)

(目的外使用の禁止)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は使用する権利を譲渡し、

(使用の許可)

第3条 センターの施設（設備を含む。以下同じ。）を使用しようとする者は、市長 _____ の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、センターの管理上必要があるときは、前項の許可に必要な条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第4条 市長 _____ は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を与えない。

(1) ～ (4) (略)

(目的外使用の禁止)

第5条 第3条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は使用する権利を譲渡し、

若しくは転貸してはならない。

(使用者等に対する指示)

第10条 指定管理者は、センターの管理上必要があるときは、使用者
その他関係者に対し必要な指示をすることができる。

(使用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき
は、使用の許可を取り消し、使用の中止を命じ、又は許可した事項を
変更することができる。

(1) (略)

(2) 第7条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 第8条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 及び(5) (略)

2 指定管理者は、前項の規定により使用の許可を取り消し、使用の中
止を命じ、又は許可した事項を変更した場合において、使用者に損害
が生じてもその責めを負わない。

第12条～第14条 (略)

(特別の設備等)

第15条 使用者は、施設の使用に関し特別の設備をし、又は施設に変
更を加え、若しくは備付け以外の器具を持ち込んで使用しようとする
ときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

若しくは転貸してはならない。

(使用者等に対する指示)

第6条 市長は、センターの管理上必要があるときは、使用者
その他関係者に対し必要な指示をすることができる。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき
は、使用の許可を取り消し、使用の中止を命じ、又は許可した事項を
変更することができる。

(1) (略)

(2) 第3条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 及び(5) (略)

2 市は、前項の規定により使用の許可を取り消し、使用の中
止を命じ、又は許可した事項を変更した場合において、使用者に損害
が生じても、その責めを負わない。

第8条～第10条 (略)

(特別の設備等)

第11条 使用者は、施設の使用に関し特別の設備をし、又は施設に変
更を加え、若しくは備付け以外の器具を持ち込んで使用しようとする
ときは、市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、センターの使用が終了したとき又は第11条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

第17条 (略)

(入館の制限)

第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

第19条 (略)

第12条 使用者は、センターの使用が終了したとき又は第7条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

第13条 (略)

(入館の制限)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

第15条 (略)

亀山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(占用料の減免)</p> <p>第3条 市長は、次に掲げる占用物件（法第40条に規定する占用物件をいう。以下同じ。）に係る占用料については、前条の規定にかかわらず、免除するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）<u>第2条第1項第17号</u>に規定する電気事業者又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設ける架空の道路横断電線及び道路横断電話線並びに各戸引込線</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2 市長は、次に掲げる占用物件に係る占用料については、前条の規定にかかわらず、減額することができる。</p> <p>(1) ガス事業法（昭和29年法律第51号）<u>第2条第12項</u>に規定するガス事業者の設けるガス管</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(占用料の減免)</p> <p>第3条 市長は、次に掲げる占用物件（法第40条に規定する占用物件をいう。以下同じ。）に係る占用料については、前条の規定にかかわらず、免除するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）<u>第2条第1項第10号</u>に規定する電気事業者又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設ける架空の道路横断電線及び道路横断電話線並びに各戸引込線</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2 市長は、次に掲げる占用物件に係る占用料については、前条の規定にかかわらず、減額することができる。</p> <p>(1) ガス事業法（昭和29年法律第51号）<u>第2条第11項</u>に規定するガス事業者の設けるガス管</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>